

技術業務における情報共有システム等の活用について

対象業務：原則すべての技術業務（秘密に係る設計業務を除く）

※設計業務、技術協力業務（ECI方式）、土質調査業務、測量調査業務等を対象

※情報の交換、共有の効率化が見込まれない業務は対象外

防衛省の技術業務について、情報通信技術の活用を行うことにより『関係書類の押印省略、削減・簡略化、書類授受の省力化等』を図り、受発注者の双方の業務効率化を推進します。

概 要

●情報共有システムの活用

建設工事においては、情報共有システムの活用を行っているところですが、技術業務においても情報共有システムを活用し業務効率化を図ります。

活用例

- ・既存図等の容量が大きいデータの受発注間での授受
- ・各種会議資料の迅速な情報共有

●Web会議システムの活用

Web会議システムの活用により、業務に係る打合わせや各種会議への受発注者双方の移動時間による負担を無くし、意思疎通を円滑に行い、業務効率化を図ります。

活用例

- ・多くの関係者が参加する設計会議。
- ・受発注者間の打ち合わせ。

適用開始日

○新規発注

令和7年1月1日以降に入札公告又は手続き開始の公示を行うものから適用します。

○既契約（特記仕様書に記載がないもの）

受発注者間で協議のうえ、実施できることとします。

【お問い合わせ先】

北関東防衛局 調達部 調達計画課 総務企画担当補佐

T E L 048-600-1825（内線2415）